３．立地適正化計画の基本方針

３－１　市街地整備の方向性

（１）輪島市都市計画マスタープランにおける方向性

立地適正化計画の基本となる、本市の都市計画に関する基本的な方針である「輪島市都市計画マスタープラン」では、市街地整備の方向性が以下のように示されています。

■市街地整備の基本的考え方

○都市計画区域内を市街地と位置付け、「輪島市復興まちづくり計画」に基づき、朝市周辺における面的整備をはじめ、災害公営住宅の整備、各種公共施設や生活拠点の集約化などを、計画的かつ一体的に進め、多様な世代が将来にわたって安心して暮らせる市街地の形成を図ります。

○「輪島市立地適正化計画」における都市機能誘導区域への都市機能の集積を図り、コンパクトな市街地を形成するとともに、市街地における円滑で安全な交通体系の構築、公園や遊歩道の整備、防災機能の強化を推進し、中心市街地の活性化とまちづくりに関する多彩な取組を一体的に進め、総合的な市街地環境の再生・向上を図ります。

○「輪島市立地適正化計画」における居住誘導区域では、既存ストックの活用やまちの再生を進めるとともに、歩いて楽しめる空間の形成、安心して生活できる居住環境の整備、防災・減災対策の強化を図り、区域内人口密度の低下を抑制するための総合的な施策を講じます。

◇市街地整備の方針（主なもの）

①既成市街地

●本町周辺地区被災市街地復興土地区画整理事業などによる、災害に強く、朝市と商店街及び住まいの共生を目指した市街地整備

●地域交流センター、輪島市立図書館など、多様な人々の交流・学習・観光等の場となり、市民の生活利便性やまちの魅力を向上させる拠点施設の整備

●若者などの働き手の地域外への流出を防ぐため、安心して学び、働き、地域に定着できる環境づくりの推進　など

②マリンタウンの復旧・活用

●クルーズ船の誘致等に向けた取組

●輪島キリコ会館をはじめとする各種施設の段階的な再整備

●輪島港や朝市周辺との連携強化や回遊性の向上　など

（２）第２次輪島市総合計画（後期基本計画）における方向性

第２次輪島市総合計画（後期基本計画）において、まちづくりの基本理念及び基本方針、将来人口の目標が以下のように示されています。

基本理念	地域特性と市民の知恵を最大に活かしたまちづくりの推進

Ⅰ．安全・安心・快適なまちづくり

人口減少や高齢化、頻発する自然災害など、時代の変化に翻弄されることなく、これまでに地域が育んできたコミュニティ、豊かな自然や景観等を生かした安全・安心・快適なまちを目指します。

Ⅱ．活力を生み出すまちづくり

戦略的交流による地域振興、活力に富む産業振興、多様な就労機会の創出など、多様な交流機会から産業の担い手育成を進め、活力を生み出すまちを目指します。

Ⅲ．健やかに過ごすまちづくり

女性が活躍できるまち、地域で支え合う福祉の増進、生涯にわたる健康づくりを進めることで、人口減少に歯止めをかけるとともに、地域の活力を高め、市民が健やかに過ごせるまちを目指します。

Ⅳ．ふるさとを学び誇るまちづくり

本市が有する自然豊かな里山里海や歴史と伝統文化を身近に感じることができる教育環境のもと、困難に打ち克つ人づくり、伝統・文化を次代につなぐ取り組みを通じて、市民の誰しもがふるさとを学び誇れるまちを目指します。

人口減少率の低減　2020 年(R2)：24,608 人　2040 年(R22)：17,173 人

（３）輪島市復興まちづくり計画における方向性

令和６年能登半島地震及び令和６年奥能登豪雨により、甚大な被害を受けた本市の復興の指針となる「輪島市復興まちづくり計画」は、今後の市街地のあり方、立地適正化に向けた方針とも大きく関連します。

本計画では、復興まちづくりの取組（骨子）の“３ 新たなまちへの再生”の中で、市街地の再生の方向性が以下のように示されています。

■復興まちづくりの取組（骨子）

１　被災者の生活再建

２　地域を支える生業の再興

３　新たなまちへの再生

３　新たなまちへの再生

３－１　都市の将来像を念頭に置いた市街地の再生

●多様な世代が将来にわたって安心して生活できるよう、土地区画整理事業等による街区の再編、低未利用地の集約化や基盤整備を図り、災害に強いまちへの転換を目指します。

●道路網やライフラインの復旧・整備に加え、生活・経済活動に最低限必要な公共インフラである道路・公共交通、上下水道、電気（再生可能エネルギーの活用等）、通信手段の強靭化を推進します。

●風水害や土砂災害から市民の安全を確保するための治山・治水・砂防事業を推進します。

●大規模災害発生時に一部の区間の途絶や一部施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、交通ネットワークやライフライン施設の多重化を図ります。

●市外に避難された方の帰還や、新たな移住・定住者に関する受け入れ体制の充実を図ります。

３－２　公共交通ネットワークの充実に向けた方向性

（１）輪島市地域公共交通計画における方向性

本市の公共交通に関する基本的な方針である「輪島市地域公共交通計画（令和７年６月変更）」では、公共交通ネットワークの充実に向けた方向性が以下のように示されています。

■基本方針

Ⅰ　地域住民のための持続可能な公共交通サービスの確保

Ⅱ　まちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成

Ⅲ　地域と共に支える公共交通機関の維持と利用促進

◇計画の目標と主な取り組み

目標１　官民連携による利用者ニーズに応じた公共交通ネットワークの維持・形成

1-1 民間路線バス、離島航路、コミュニティバスの乗り継ぎ利便性向上

1-2 地域の実情に応じた新たな運行形態の導入検討

1-3 事業者担い手（ドライバー）の確保

目標２　誰もが利用しやすい快適な交通環境の整備

2-1 誰でも分かりやすい情報発信への改善

2-2 関連施設整備（文化会館・図書館）も含めた交通結節点（道の駅輪島ふらっと訪夢）の機能強化の検討

目標３　まちづくりと連携した広域ネットワークとの維持と連携強化

3-1 のと里山空港や金沢駅をつなぐタクシー、路線・特急バスの維持・改善

3-2 観光客など来訪者の陸・海上公共交通利用促進策の造成

目標４　地域を支える生活ネットワークの維持と連携強化

4-1 コミュニティバスの利便性向上

4-2 福祉有償バスによる移動支援

4-3 バス、タクシーなどの公共交通とレンタサイクルの効果的な運用

4-4 地域の実情に応じた新たな運行形態の導入検討（再掲）

目標５　地域とともに支える利用者意識の醸成

5-1 モビリティマネジメントの実践

5-2 各種助成制度の継続、拡充

5-3 次世代に対応した新技術の導入検討

３－３　立地適正化計画の基本方針

（１）持続可能なまちづくりの方針

本市は、石川県内３位の広大な市域であり、市域面積の約３%に都市計画区域が指定され、コンパクトな扇型都市構造を構成しています。また、市域面積の約１%（都市計画区域の約 25%）の小規模な市街地に用途地域が指定され、古くから港を中心とした範囲に人口の約４割が集積するコンパクトな市街地が形成されています。従来より、このコンパクトな都市部に住宅と様々な都市機能が集約されてきました。

しかし、本市では年々人口が減少し、1990 年（平成２年）から 2020 年（令和２年）の 30 年間で当時の約５分の３まで落ち込み、また 1990 年（平成２年）時点で 21%の超高齢社会の基準を超え、2020 年（令和２年）では人口の 46%が 65 歳以上の高齢者となっています。

そこで、本市では、2015 年（平成 27 年）10 月に“輪島市まち・ひと・しごと創生総合戦略”及び“輪島市人口ビジョン”を策定（2022 年（令和４年）３月に「第２次輪島市総合計画（後期基本計画）」に包含）しており、その中で、市民の住む希望をかなえ、人の交流を生み出し、時代に合った地域をつくり、豊富な輪島ブランドを活かした暮らし続けられるまちを実現し、地域資源を効果的に活用した魅力的な地域社会を実現することを目標として掲げています。

この実現に向けて、本市の中心市街地である「中心拠点」と門前・町野地区の中心部である「地域拠点（地域生活拠点）」や沿岸部・山間部の「地区拠点」の交流を支える公共交通ネットワークの構築により、本市の中心拠点と沿岸部・山間部の各拠点を共存させ、輪島市特有の拠点的な都市構造を維持しながら地域の持続可能性と自立を支えるまちづくりを推進するものとします。

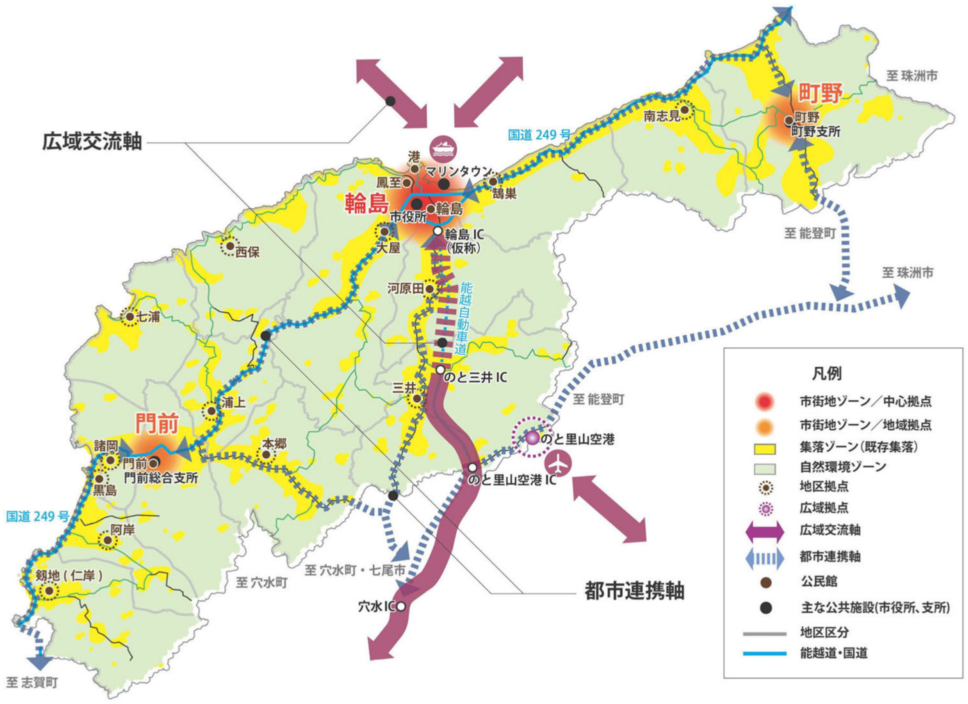

図．輪島市の立地適正化に向けた都市構造図

資料）輪島市復興まちづくり計画（令和７年２月）

（２）立地適正化の基本方針

①「中心拠点」

本市の都市計画区域はコンパクトであることもあり、丘陵地などを除く平野部は、公共交通ネットワークの利用圏域にほぼカバーされています。また、都市計画区域内の平野部における住宅地の大部分が用途地域内に集約されており、様々な都市施設も用途地域に立地しています。しかし、限られた土地に多くの住宅地が形成されてきた背景もあり、病院や学校など大規模な敷地を必要とする公共施設はまちなかに用地を確保することができず、用途地域内の外縁部に整備されてきました。

そこで、本市の中心市街地が形成された用途地域を「中心拠点」として位置づけ、市街地及び外縁部に都市機能の集積や公共サービスの集約・充実、防災拠点の整備を進めるとともに、市街地へ居住誘導を図り、現在の人口密度をできる限り維持することにより、現行の都市サービス水準を維持していきます。

こうした「中心拠点」における利便性を確保するため、官民連携のもと、現在の都市計画区域内の公共交通ネットワークを維持していくものとします。

②「地域拠点（地域生活拠点）」及び「地区拠点」

本市は広大な市域を有しているため、都市計画区域外の門前地区や町野地区などに生活拠点が形成されているとともに、沿岸部や山間部には集落が点在しています。

そこで、門前・町野地区の中心部を「地域拠点（地域生活拠点）」として位置づけ、公共サービスの集約・充実、防災拠点の整備などにより、一定の人口密度の維持、行政機能と生活利便機能を備えた拠点を形成します。

また、各地区の公民館周辺を「地区拠点」として位置づけ、現状の公共サービスの維持、防災機能の強化などにより、住民主体のコミュニティの核となる拠点を形成します。

このほか、全ての市民が都市的サービスを享受できるよう、「中心拠点」と都市計画区域外の「地域拠点（地域生活拠点）」や「地区拠点」を結ぶアクセス基盤を維持していくものとします。

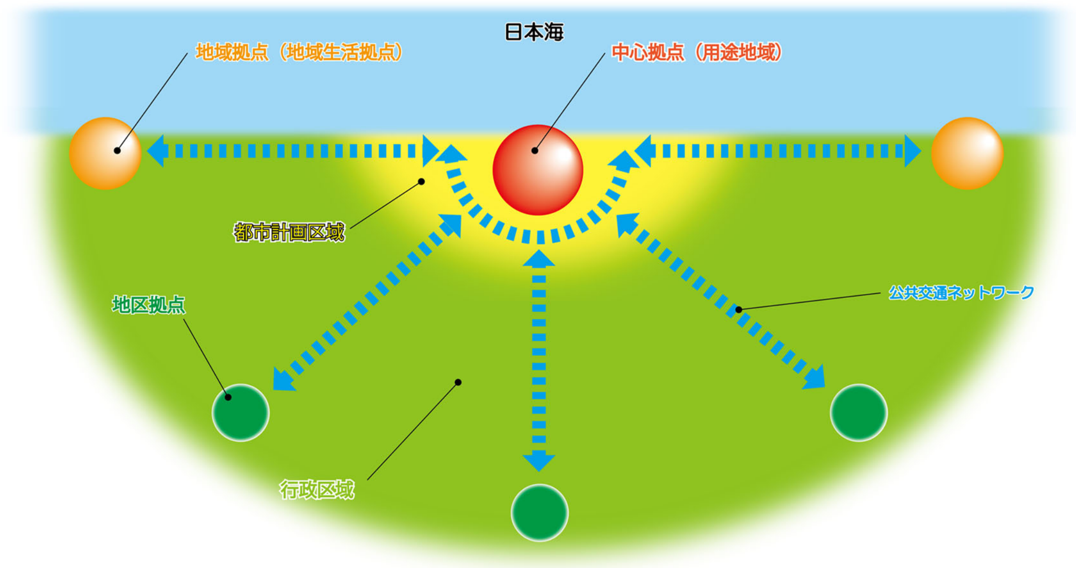

図．輪島市立地適正化計画の概念図

３－４　立地適正化計画区域の設定

都市計画運用指針において、「立地適正化計画の区域は都市計画区域内でなければならないが、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を立地適正化計画の区域とすることが基本となる。（以下省略）」とされています。

本市は、上記で整理したとおり、市域全体に対して都市計画区域がコンパクトな扇型都市構造を形成していることから、都市計画区域全体（1,377ha）を立地適正化計画区域とします。

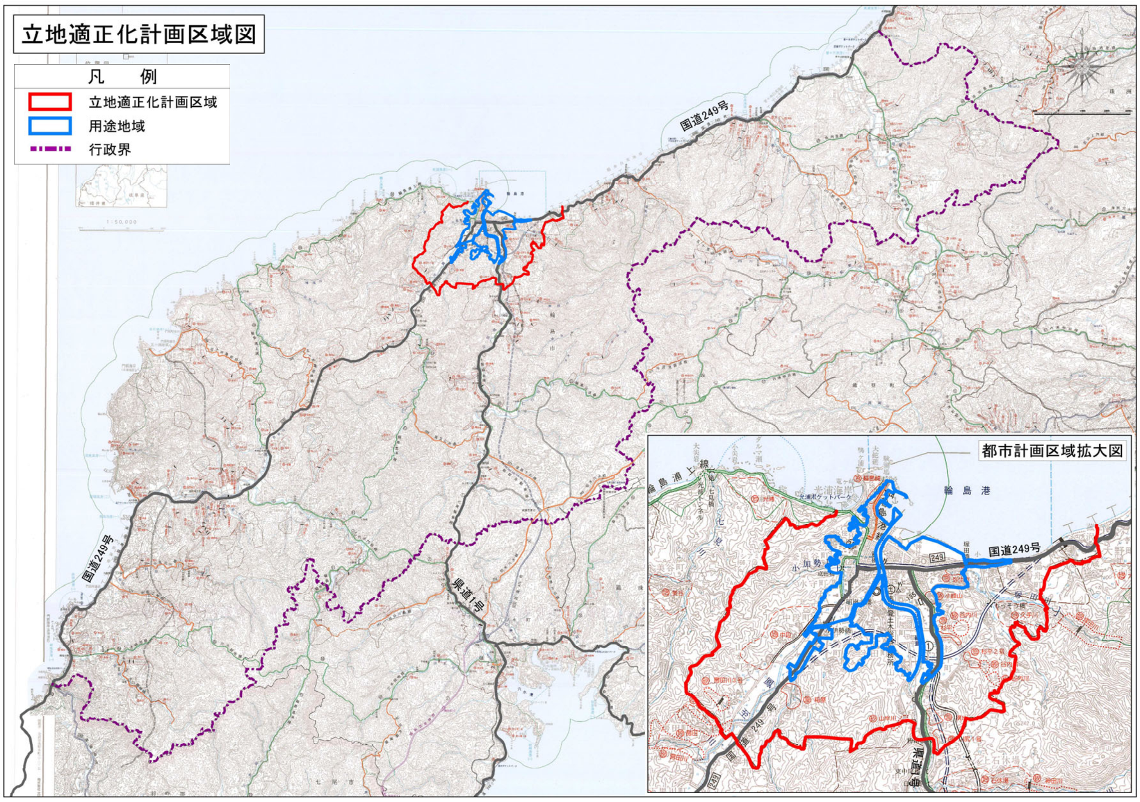

図．輪島市立地適正化計画区域図

３－５　立地適正化計画の計画期間

都市計画運用指針において、「一つの将来像として、概ね 20 年後の都市の姿を展望することが考えられるが、併せてその先の将来も考慮することが必要である。」とされています。

また、「必要に応じて立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うことが望ましく、動的な計画として運用すべきである。」とされていることを踏まえ、本市の立地適正化計画の計画期間は、20 年後を一つの目標年次として、必要に応じて見直すこととし、本計画の策定年次である 2015 年（平成 27 年）を基準として、20 年後である 2035 年（令和 17 年）とします。